

平成 28 年 1 月 25 日

平成 28 年度杉並子育て応援券事業の見直しについて

平成 26 年度に実施した「子育て応援券利用実態調査」の結果や、「杉並区出産・子育て相談支援事業(ゆりかご事業)」の実施、「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の考え方を踏まえ、妊娠・出産期から子育てまでの切れ目ない支援の充実を図るため、以下のとおり、子育て応援券事業の見直しを行う。

1 主な利用実態

(1) 利用率・利用額

- ・有償券を購入する割合は、保育園利用者では 2 割程度と低いのに対し、在宅育児者では 0～2 歳、幼稚園利用者では 3～5 歳で、各々約 7 割と高い割合となっている。
- ・無償券は利用率が 7 割を下回っており、特に出生時応援券は 61%と利用率が低いが、産前からの情報提供やサービス利用を望む意見もある。
- ・未就学児童数が 3 人以上の世帯では、利用率及び一人あたりの利用額が多い傾向にあり、無償券と有償券を併用して利用する場合も 5 割弱と他と比べて高い。

(2) 利用サービス

- ・全体的に「特定施設での一時保育」「親も子ども楽しむ交流事業」の利用が多いが、出生・0 歳児では、「子育て相談」「産後の支援」の利用も多い。
- ・ひとり親世帯は、核家族世帯と比べ「自宅での託児サービス」の利用が多い傾向にある。
- ・「特定施設での一時保育」、「自宅での託児サービス」、「子育て相談」や「産後の支援」の事業では利用割合が増加傾向にあるが、事業者登録数は横ばいである。

2 見直しの視点

(1) 無償応援券の見直し

- ① 利用実態にあわせた無償応援券の適正化
- ② 多子世帯支援の充実

(2) 利用サービスの拡充

- ① 産前に利用できるサービスの創設
- ② 「親をサポートする」「子どもを預ける」サービスの拡充

3 具体的な見直し

(1) 無償応援券

① 出生時の交付額及び交付方法

出生時の交付額を、利用実態にあわせて引き下げるとともに、その一部を産前から利用できる「ゆりかご券」として、「ゆりかご事業」で専門スタッフ(保健師、助産師等)による面接時に交付する。

② 多子世帯への支援

子育て応援券を利用する機会が多い多子世帯に対して支援の充実を図るため、小学生以下の子ど

もが3人以上いる多子世帯の第三子以降に、0～2歳児に交付している無償券を増額交付する。

※具体的な交付額については、平成28年度の区予算案で決定する。

【新旧比較表】

27年度の無償応援券		利用実態に合わせ 交付額を引き下げ、 一部を産前に交付	28年度の無償応援券		
出生時	出生時応援券		多子世帯に増額 して交付	妊娠期	ゆりかご券
乳幼児期	0～2歳児用 無償応援券	出生時		出生時応援券	
			乳幼児期	一般	0～2歳児用無償応援券
				多子	0～2歳児用無償応援券 (多子世帯用)

(2) 利用サービス

① 「産前(妊娠期)のサービス」の創設

・「マタニティママの集いの場」「妊婦相談」等のサービスを、助産師会等の協力を得て確保する。

② 利用の多い既存サービスの事業者登録の促進

- ・「託児サービス」…全国保育サービス協会に登録している近隣の事業者の登録
- ・「一時保育」…近隣の自治体も含めて一時預かりを実施している保育施設等の登録
- ・「産後の支援(産後ケアや育児相談等)」

…近隣の自治体も含めて助産院や助産師等の登録

4 出生時応援券交付額の引き下げと「ゆりかご券」交付に伴う経過措置

平成27年度中に妊娠届を提出して28年4月2日以降に出産した方については、妊娠届出時には「ゆりかご券」を交付することができないため、出生届提出後に「ゆりかご券」を交付する。なお、「ゆりかご券」は出生時応援券と同じ子育て支援サービスでも利用することができる。

5 今後のスケジュール

2月初旬 既存サービス登録事業者へ産前(妊娠期)サービスを周知・募集

2月21日 広報すぎなみ及びホームページで周知、区窓口でチラシを配布

4月1日 7か所の区民事務所・子育て支援課で「出生時応援券」、5か所の保健センター・子育て支援課で「ゆりかご券」交付開始

4月中旬 対象の全世帯へ「0～2歳児無償応援券」、「有償券応援券申請書」、「28年度ガイドブック」を発送